

八丈町農業委員会

第3回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年6月25日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年6月25日(金) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：9番 菊池 勝男委員、10番 奥山 完己委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- 5) 議案第3号 非農地証明交付申請について

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第3回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、9番委員・10番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振外、
面積 646㎡
申請人 ●●●●
転用目的 駐車場
転用理由 申請地は現在駐車場として利用しており、畑としての利用は困難である。今後は引き続き駐車場として使用したい。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、申請地は農用地でなく、周辺街区の面積に占める宅地の面積割合が

40%を超えているとして第3種農地と判断しています。

そこで、確認事項が11項目ございますが、今回は1, 2, 4, 7, 9の5項目を確認していきたいと思います。

「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、既に駐車場として利用されており、追認の申請という事で、この農地を転用することはやむを得ないと判断しています。次に「2資力及び信用」ですが、こちらも追認の申請であり、既に駐車場として利用されていることから適当と判断しています。

次に「4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、「2資力及び信用」でも説明したとおり追認の申請であり、申請人は現在この土地を駐車場として利用しているため、確実と判断しています。

次に「7計画面積の妥当性」ですが、申請地面積646㎡に対し、駐車場面積は250㎡ほどであり、申請事業に対し適正な面積であるものと判断しています。

最後に「9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 事務局より説明がありましたように、現地を確認したところ、すでに駐車場として利用されており、畑としての利用は困難であると思います。5項目の確認事項についても、問題ないかと思われまますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、農業委員からの意見を伺いたいと思います。6番委員お願いします。

農委6番 推進委員が説明したとおり、現地を確認したところ、畑としての利用は困難ですので、問題ないかと思われまます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の推進委員と農業委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可相当と決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1①農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、
面積3,249㎡、

番号1②農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、
面積2,199㎡、2筆合計 5,448㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

つづいて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、
面積2,117㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農用内、
面積8,603㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1①・②農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1①・②農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1①・②農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1から番号3の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので、問題ありません。

農地は、いずれも現在、フェニックスロベレニーを栽培しており、利用権設定後も引き続き栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、私は本件関係者と近い立場となりますので、退出いたします。
代わって、議事進行を職務代理者にお願いします。

【議長交代：会長→職務代理】

議長 それでは、会長に代わって議事を進めたいと思います。
番号1、2、3農地について、12番農業委員をお願いします。

農委12番 事務局からの説明どおり、番号1、2、3農地はいずれもロベが植えられております。利用権設定を受ける●●●●さんは奥様と一緒にロベ切りを行っており、今後期待できる若手でありますので問題ないと思われまます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については許可することと決しました。

議長 退出された委員の関連する議事は終了しました。事務局は退出した委員に、自席にもどっていただくよう連絡をお願いします。

【議長交代：職務代理→会長】

議長 それでは改めまして、議事を進めさせていただきます。
続いて、議案第3号非農地証明交付申請について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号非農地証明交付申請について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。

令和3年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積 53㎡、

内容といたしましては非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は二十年以上前から、山林化してしまっている状況で、規模を踏まえても今後活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願い出ることとした。

備考欄に記載しておりますが、非農地取扱区分は山林化によるものであり、本日審議結果が非農地として取り扱うことになりましたら、東京都に同意を求め協議していただき、来月総会の議案にて最終決定とし、非農地証明書を発行する流れとなります。

続いて農地の所在・順路等の説明をいたしますので、対象地域広域図をご覧ください。

【農地の所在・順路説明】

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、7番推進委員をお願いします。

推委7番 農地を確認したところ、面積は小さく山林化しており、重機を利用しないと耕作は難しい状態
ですので、非農地としても問題ないと思われれます。

議長 続いて、番号1農地について、13番委員をお願いします。

農委13番 推進委員から説明がありましたように、当農地は面積が小さく、畑としての利用効率も悪い状
態です。山林化し耕作も難しい状態でありますので、非農地としても問題ないと思われれます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。